

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 27日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士市比奈798番地

氏名 日本製紙株式会社

執行役員工場長 山邊 義貞

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0545 - 57 - 3294

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製紙株式会社 富士工場（富士）		
事業場の所在地	静岡県	富士	市 蓼原600番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業		
② 事業の規模	製造出荷額 5,291,476,061円		
③ 従業員数	62人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	図1参照		

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

図2参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	燃え殻	6,421.260 t
	ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）	23,563.010 t
	汚泥（泥状のもの）	199,017.100 t
	廃油	1.960 t
	廃プラスチック類	3,796.280 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.126 t
	金属くず	0.028 t
	紙くず	30.620 t
	（これまでに実施した取組） ・ 工程内リサイクルを推進 ・ 発生抑制を考慮した製造方法を検討 ・ チェック体勢を確立	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	燃え殻	6,400.000 t
	ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）	24,000.000 t
	汚泥（泥状のもの）	200,000.000 t
	廃油	2.000 t
	廃プラスチック類	3,800.000 t

④ 排出	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.130 t
	金属くず	0.030 t
	紙くず	31.000 t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の削減：紙生産量当たりの最終処分率 0.01%以下 混ぜればゴミ分別すれば資源をスローガンに分別の強化を推進する 現状把握（排出状況、処理・リサイクル状況） → 分別基準策定（ルール化項目、分別区分の細分化） → 分別管理徹底（従業員教育・啓発、分別環境の整備） → 実践（点検・巡視、見直し・改善）	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①現場から排出される廃プラ類、可燃物の分別の徹底を行い、焼却量の削減を図る（違反廃プラ類は収集しない、再分別して排出現場に連絡） ②環境管理課、廃棄物部会が主体となりゴミ分別パトロールを実施	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ① I S O 廃棄物管理規定の中の遵守事項を基に、発生部署、請負業者、管理部署、管理者に定期的に教育等を実施する ②廃棄物部会で定期的にゴミ分別パトロール及び工場従事する者に対す	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
	②計画	【目標】
産業廃棄物の種類		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量

①現状	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	187,210.160 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
（これまでに実施した取組） ①流原率管理			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	190,000.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） ①大気・水質部会によるパトロール強化 ②流原対策教育（従業員）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
①現状		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 5 年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	燃え殻	6,421.260	6,421.260	0.000	0.000	6,421.260
	ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）	17,121.050	23,563.010	0.000	0.000	23,563.010
	汚泥（泥状のもの）	0.000	0.000	0.000	11,806.940	11,806.940
	廃油	0.000	1.960	0.000	0.000	1.960
	廃プラスチック類	0.000	24.220	0.000	3,772.060	3,796.280
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	0.126	0.000	0.000	0.126
	金属くず	0.000	0.028	0.000	0.000	0.028
	紙くず	0.000	30.620	0.000	0.000	30.620
		（これまでに実施した取組） ① 産業廃棄物の適性処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに行政の環境施策に協力 ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から最終処分に至るまで確認し的確に管理				

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
燃え殻	6,400.000	6,400.000	0.000	0.000	6,400.000
ばいじん（工場の排ガスを処理して得られるばいじん）	17,100.000	23,600.000	0.000	0.000	24,000.000
汚泥（泥状のもの）	0.000	0.000	0.000	11,800.000	12,000.000
廃油	0.000	2.000	0.000	0.000	2.000
廃プラスチック類	0.000	24.000	0.000	3,800.000	3,800.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	0.130	0.000	0.000	0.130
金属くず	0.000	0.030	0.000	0.000	0.030
紙くず	0.000	31.000	0.000	0.000	31.000
（今後実施する予定の取組） ばいじんの排出は、優良認定業者への処理委託を検討していく					
②計画					
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

図1

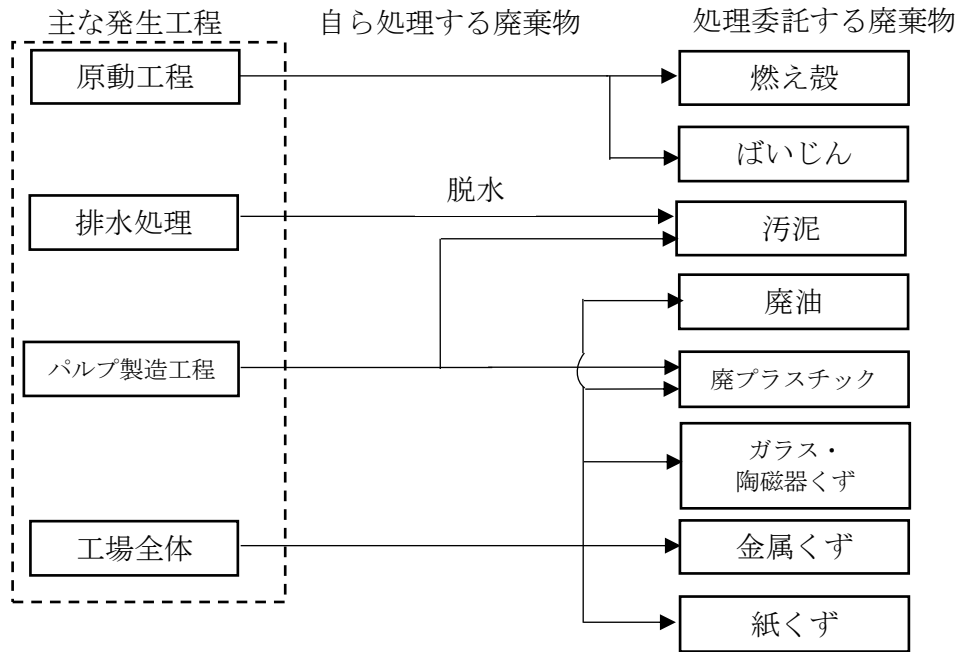


図2

